〇犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例
平成13年６月29日条例第35号
犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例

（目的）
第１条　この条例は、埋め立て等によって地下水が汚染されることを防止し、地下水の水質保全を図ることにより安心で快適な住民の生活を保持することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　埋め立て等　在来の土砂等以外の土砂等を使って、鉱業法（昭和25年法律第289号）、採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）による認可を受けて施行した事業の区域において原状への回復を図るために行う埋め立て並びに土地の改良のために行う盛土（当該土地の改良を行うための整地、一時的な掘削を含む。以下「嵩上げ」という。）を行うことをいう。
（２）　土砂等　土地の埋め立て等の用に供する土、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物以外のものをいう。
（３）　作業　土砂等による土地の埋め立て等を行うことをいう。
（４）　事業　作業を行う原因となった鉱業法、採石法及び砂利採取法による認可を受けた土地の形状変更（一時的なものを含む。以下同じ。）を行う行為で、作業を行う必要があるもの並びに嵩上げ及び作業の終了した区域における土地の形状変更を行う行為をいう。
（５）　作業区域　作業を行う区域をいう。
（６）　作業主　作業に係る土地について作業を施行する権利を有するものをいう。
（７）　作業主等　作業主及び作業主との契約により作業の施行を請け負うもの（当該請け負うものとの契約により作業の施行を請け負うものを含む。）をいう。
２　前項第１号の「在来の土砂等以外の土砂等」とは、作業を行う土地で採取された土砂等以外の土砂等（作業を行う土地で採取された土砂等に、当該作業を行う土地以外で採取された土砂等が混入した土砂等を含む。）をいう。ただし、作業が、一団の土地にわたって行われる場合は、当該一団の土地以外で採取された土砂等をいう。

（適用作業）
第３条　この条例は、次に掲げる作業について適用する。
（１）　事業のうち、掘削を行う前の地盤面から垂直距離で３メートルを超える掘削跡の埋め立てを行う作業
（２）　事業施行前の地盤高に対して１メートル以上の嵩上げを行う作業
（３）　作業の終了した区域における土地の形状変更を行う作業

（適用除外）
第４条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる作業については、この条例の規定を適用しない。
（１）　国及び地方公共団体並びに国、県又は市町村の公社、公団又は事業団が行う作業
（２）　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第17号に規定する電気事業者が行う建柱、地下埋設管の布設及び人孔の設置（以下「建柱等」という。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第１項に規定する認定電気通信事業者が行う建柱等又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第12項に規定するガス事業者が行うガス管の布設に伴い行う作業
（３）　非常災害のため必要な応急措置として行う作業
（４）　他の法令による許可を受けて行われる作業のうち、規則で定める作業

（土地所有者等及び作業主等の責務）
第５条　作業に係る土地の所有者、管理者及び占有者（以下「土地所有者等」という。）並びに作業主等は、その作業に用いる土砂等による地下水の汚染を防止する責務を有する。
２　土地所有者等及び作業主等は、作業の届出を行うにあたり、あらかじめ、当該作業の施行に係る土地周辺関係者の理解を得るように努めるとともに、当該作業に伴う苦情又は紛争が生じたときは、責任を持って解決にあたらなければならない。
３　作業主等は、作業により道路等の公共施設を破損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。
４　作業主等は、土砂等の崩壊等による災害の防止又は作業に伴う汚濁水による河川等周辺環境の悪化の防止に努めなければならない。

（作業の届出）

第６条　作業主は、作業を行う現場ごとに、作業に着手する日の 20 日前までに、次に掲げる事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。
（１）　作業をする者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地
（２）　作業を行う土地の所在地番
（３）　作業区域の深さ又は高さ、面積、作業に着手する日及び作業を行う期間
（４）　作業に使うための土砂等を採取する土地の所在地番並びに採取する土砂等の予定量及び種類
（５）　次条第１項の規定による検査を行った計量法（平成４年法律第 51 号）第 107 条の規定により登録された濃度に係る計量証明事業を行う者（以下「計量証明事業者」という。）の氏名及び住所並びに法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地
２　前項の規定による届出には、規則に定める書類及び図面を添付しなければならない。
３　第１項の規定による届出を行った作業主は、当該届出の内容に変更があるときは、その変更に関する事項について、変更をしようとする日の 10 日前までに市長に届け出なければならない。
４　第１項の規定による届出を行った作業主は、当該届出に係る作業を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
５　第１項の規定による届出を行った作業主は、作業が完了したときは、規則の定めるところにより、作業区域の地下水に汚染がないことを証明する書面及び試料等を添えて、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

（土壌検査等）
第７条　前条第１項及び第３項の規定による届出を行おうとする作業主は、当該届出に係る土砂等を採取する場所（一時的に仮り置きされた土砂等を使って埋め戻しを行う場合は、当該土砂等が一時的に仮り置きされている場所。以下同じ。）のうち、土砂等を現に採取する区域ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第 46 号。以下「環境基準告示」という。）に定める項目についての検査（以下「土壌検査」という。）を行わなければならない。
２　前項の土壌検査に用いる土砂等の規制基準（以下「規制基準」という。）及び検査方法は、環境基準告示によるものとする。
３　作業主は、第１項の土壌検査の結果を前条第１項又は第３項の規定による届出に併せて、規則に定める書類を添付して、市長に届け出なければならない。
４　作業主は、第１項の土壌検査を、計量証明事業者に委託して行わなければならない。
５　市長は、必要があると認めるときは、土砂等を採取する区域又は作業の現場の土壌検査（以下「土砂等採取区域等の土壌検査」という。）を行うことができる。

（変更命令）
第８条　市長は、前条第３項の規定による届出があった場合において、土砂等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から７日以内に限りその届出をした作業主に対し、当該届出に係る土砂等を採取する場所の変更を命ずることができる。

（検査試料の採取）
第９条　第７条第１項の土壌検査を行う場合には、計量証明事業者で、計量法第 122 条第１項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士である者に検査試料を採取させなければならない。この場合において、検査試料の採取に立ち会った者は、規則の定めるところにより当該検査試料の採取に立ち会ったことを証する書面を作成しなければならない。
２　検査試料の採取方法については、規則で定めるところによるものとする。

（標識の設置）
第 10 条　第６条第１項又は第３項の規定による届出をした作業主は、当該届出に係る作業を行う現場の見やすい場所に、当該作業が行われている間、規則で定める標識を設置しなければならない。

（作業日報の作成）
第 11 条　作業を行う者は、規則の定めるところにより、当該作業を行った日ごとに作業に関する内容を記録した書類（以下「作業日報」という。）を作成しなければならない。

（作業の禁止）
第 12 条　作業主等は、規制基準に適合しない土砂等を使って作業を行ってはならない。
２　第６条第１項若しくは第３項、第７条第３項又は第 15 条第２項の規定による届出を行わない作業主は、これらに係る作業を行ってはならない。

（市の措置）
第 13 条　市長は、規制基準に適合しない土砂等を使って作業を行っていることを確認したときは、当該土砂等の埋め立て等による地下水の水質の汚染を防止するために必要な措置を執ることができる。
２　市長は、前条第２項の規定に違反して現に作業を行っている作業主等に対し、当該作業を中止させ、及び土砂等採取区域等の土壌検査を行わせ、又は作業を行った作業主等に対し、土砂等採取区域等の土壌検査を行わせ、当該土壌検査の結果を報告することを命ずることができる。

（届出内容の公表）
第 14 条　市長は、第６条第１項、第３項若しくは第５項、第７条第３項又は第 15 条第２項の規定による届出の内容を、公表するものとする。

（地位の承継）
第 15 条　第６条の規定による届出をした作業主が、当該届出に係る作業の全部を譲渡し、死亡し、合併によって消滅し、又は分割（当該作業に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その作業の全部を譲り受けた者、相続人、合併により設立した法人又は分割により当該作業に係る権利及び義務の全部を承継した法人は、この条例の規定による地位を承継する。
２　前項の規定による地位を承継した者は、遅滞なく規則で定める書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

（土地所有者等の協力）
第 16 条　第８条の規定に基づく命令を受けた作業が行われている土地の土地所有者等は、当該命令又はこの命令に係る必要な措置に協力しなければならない。

（関係書類の保存）
第 17 条　作業主は、第６条第４項の規定による廃止の届出をした日又は同条第５項の規定による完了の届出をした日から５年間、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第 11 条の作業日報を保存しなければならない。

（報告の徴収）
第 18 条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、作業を現に行っている作業主等又は作業を行った作業主等に対し、当該作業に関し報告を求めることができる。

（立入検査）
第 19 条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に作業を行っている作業主等若しくは作業を行った作業主等の事務所、事業所又は作業の現場若しくは土砂等を採取する場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（作業の監視）
第 20 条　市民及び利害関係人は、作業の監視のために、随時作業区域に立ち入ることができる。
２　前項の立ち入りにあたっては、作業主等は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

（氏名等の公表）
第 21 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例に違反する事実並びに氏名及び住所並びに法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地を公表することができる。
（１）　第６条第１項、第３項若しくは第５項又は第 15 条第２項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第７条第１項の規定による土壌検査を行わない者若しくは同条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（３）　第８条の規定による変更命令に違反した者
（４）　第 11 条の規定に違反して、作業日報の作成を行わない者又は虚偽の作業日報を作成した者
（５）　第 17 条の規定に違反した者
（６）　第 18 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（７）　第 19 条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者
２　前項に規定する住所、氏名等の公表の方法については、規則で定めるところによるものとする。

（聴聞）
第 22 条　市長は、前条第１項の規定により氏名等の公表を行おうとする場合においては、あらかじめ当該氏名等の公表に係る者について聴聞を行うものとする。
２　前項の聴聞については、犬山市行政手続条例（平成 12 年条例第１号）に規定する聴聞の例による。

（委任）
第 23 条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

（罰則）
第 24 条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
（１）　第６条第１項、第３項若しくは第５項又は第 15 条第２項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第８条の命令に違反した者
２　第７条第１項の規定による土壌検査を行わない者若しくは同条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の罰金に処する。
３　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
（１）　第 11 条の規定に違反して、作業日報の作成を行わない者又は虚偽の作業日報を作成した者
（２）　第 17 条の規定に違反した者
（３）　第 18 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
（４）　第 19 条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

（両罰規定）
第 25 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則
１　この条例は、平成 13 年９月１日から施行する。
２　この条例の施行の際、現に作業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して１月間は、この条例の規定にかかわらず、当該作業を行うことができる。

附　則（平成 16 年６月 29 日条例第 16 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 27 日条例第 23 号）
この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月 24 日条例第 10 号）
この条例は、令和３年４月１日から施行する。